

広島県告示第七百六号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成三十年九月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団齋整形 外科	広島市西区己斐東一丁目 五番五号	平成三十三年九月二十六日	更新
社会医療法人里仁会 興生総合病院	三原市円一町二丁目五番 一号	平成三十三年九月二十六日	更新